

## 社団法人巨樹の会新武雄病院の年度評価実施要領

武雄市立武雄市民病院移譲先病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、社団法人巨樹の会新武雄病院（以下「病院」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「社団法人巨樹の会新武雄病院に対する評価の基本方針（平成23年 1月24日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

### 1 評価方針

- (1) 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた病院の事業の進行状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における病院の自主的な組織や業務全体の見直しの基礎になることに留意する。

### 2 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進行状況を確認する。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進行状況全体について総合的に評価する。

### 3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)病院による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。

#### (1) 病院による自己評価

- ① 病院は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
  - 5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。
  - 4・・・年度計画を上回って実施している。
  - 3・・・年度計画を順調に実施している。
  - 2・・・年度計画を十分に実施できていない。
  - 1・・・年度計画を大幅に下回っている。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 業務実績報告書には、特記事項として特色ある取り組み、病院運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

#### (2) 評価委員会による小項目評価

- ① 評価委員会において、病院の自己評価及び目標設定な妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、病院の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。

- ② 評価委員会による評価と病院の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。
  - ③ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。
- (3) 評価委員会による大項目評価
- ① 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について次の5段階による評価を行う。
    - A：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。  
(評価委員会が特に認める場合)
    - B：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。  
(すべての項目が5～3)
    - C：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる。  
(5～3の割合が9割以上)
    - D：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。  
(5～3の割合が9割未満)
    - E：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。  
(評価委員会が特に認める場合)
  - ② 小項目評価の結果を考慮するに当たっては、小項目ごとに付けるウエイトを踏まえることとする。

#### 4 全体評価の具体的方法

- (1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体計画においては、病院改革の取り組み（病院運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

#### 5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 病院において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末日まで】
- (2) 評価委員会において、病院からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う【7～8月】
- (3) 評価委員会における審議を通じて評価（案）をとりまとめる【7～8月】
- (4) 評価（案）について病院に意見申し立て機会を付与する【8月下旬】
- (5) 評価委員会において評価及び必要に応じて改善勧告を決定して、これを病院に通知し、市長に報告するとともに公表する【9月初旬】

#### 6 その他

- (1) 病院において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。
- (2) 本実施要領については、年度評価の実績結果等を踏まえ、不断に見直し改善を図るものとする。